

答申第83号

情報公開 答申 第83号

答申第83号

平成13年9月17日

神奈川県教育委員会 委員長 櫻井 義英 殿

神奈川県情報公開審査会 会長 堀部 政男

公文書の閲覧等の請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成11年12月6日付けで諮問された県立高等学校教員に対する懲戒請求申立書等一部非公開の件（諮問第92号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

神奈川県教育委員会に提出された、神奈川県立高等学校教諭に対する懲戒請求申立書、質問書、要望書及び同学校長からの報告書並びに質問書に対する回答書の非公開部分のうち、別表に掲げる部分は、公開すべきである。

2 異議申立人の主張要旨

（1）異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、特定の神奈川県立高等学校（以下「本件高校」という。）の教諭（以下「本件教諭」という。）に係る懲戒請求申立てに関する次に掲げる文書（以下「本件公文書」という。）を神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が平成11年10月4日付けで一部非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

教育委員会に提出された本件教諭に対する懲戒請求申立書（以下「懲戒請求申立書」という。）、質問書（以下「質問書」という。）、要望書

(以下「要望書」という。)及びこれらを回覧した文書

懲戒請求申立書の内容確認のため本件高校の校長から教育委員会に提出された調査結果の報告書(以下「報告書」という。)及びこれを回覧した文書

質問書に対する教育委員会の回答書(以下「回答書」という。)及びその伺い文書

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、教育委員会が本件公文書には個人に関する情報が記録されており、公開することにより特定の個人が識別され、又は識別され得ると認められることから、神奈川県の間関の公文書の公開に関する条例(以下、原則として「条例」という。)第5条第1項第1号に該当するとした一部非公開の処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 条例第5条第1項第1号該当の点について

(ア) 公務員及びその職務に関する情報は、「個人のプライバシー」ではない。実施機関の説明によれば、「教諭の氏名等は情報を提供すべきものに該当する」と認めながら、その一方で「個人のプライバシー」を理由に非公開にしたとの説明があり、また、なぜ個人のプライバシーといえるのかについては、「他人に知られたくない情報である」と説明している。これを簡単にいえば、「都合のよいことは公開するが、悪いことは公開しない」ということである。

公務員及びその職務に関して、「個人のプライバシー」などは存在し得ない。公務員がその職務において行うすべての行動・言動は、「公(おおよけ)」のものであり、公のものを、他人に知られたくないなどと隠そうとすることは、絶対に許されないことである。表彰されても公務、懲戒されても公務であれば、公開を原則とすべきである。

「心情」についても同様である。文書の性格から考えて、個人の秘密、個人の私生活等が記録されているはずがない。したがって、本件教諭の氏名等も含めて公開すべきである。

(イ) 報告書に添付された特定のクラブ父母会総会資料(以下「本件父母会資料」という。)は、公表することを目的として作成された文書である。実施機関は、「本件父母会資料は、当該父母会以外のものに渡すつもりで作成したものではない」ので、「公表することを目的として作成したものには該当しない」と説明している。

しかし、当該父母会会員は、「一般人」であり、守秘義務はない。その一般人に配布することは、「公表」することであり、それを目的に作成したのだから、「公表することを目的として作成された文書」である。

また、本件父母会資料の非公開部分を見ると、クラブ名を伏せ、結果的に本件教諭名を識別されにくいように配慮しているように推測される。この点については、上記（２）ア（ア）の観点からも審査してもらいたい。

（ウ）「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」の判断基準は、その事案とは関係ない「一般県民」を基準とすべきである。本件公文書は、学校関係者、卒業生も含めた生徒、保護者、あるいは本件高校の事情に詳しい人であれば、公開された部分だけでも、クラブ名はもちろん教諭名も識別することは可能である。しかし、そうでない人にとっては、たとえクラブ名など一層の情報公開が行われたとしても、教諭名を識別することはできない。条例第1条（目的）や、条例第2条（解釈運用方針）を持ち出すまでもなく、情報公開の精神は、プライバシーの保護を前提に、その事案の内容はしっかり把握できるように、十分な情報公開がなされ、その信頼関係をもって県政及び県民生活を向上させていくものである。そのためには、特に公務員のプライバシーというものを拡大解釈されないよう、厳しい姿勢で臨む必要がある。公務員にこれを多用されるような事態になれば、隠したものの勝ちということになり、情報公開条例は無きに等しいものになることは目に見えている。もし仮にこの異議申立てがすべて認められたとしても、そのときには、既にその情報も意味を持たなくなっている可能性も予想されている。本県の情報公開条例が、広く県民に平等なものであるならば、条例第5条第1項第1号は、「『一般県民が見た場合』、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」という判断基準が適切であり、この機会にぜひ確立させるべきものと考えます。

イ その他

本件公文書で非公開とされた部分は、本件公文書を理解するためには極めて重要な部分ばかりであり、当該処分の内容には、本件公文書をできるだけ公開したくないとの意思が働いているかのような印象を受け不信感を持っている。非公開とされた部分は、すべて公開すべきである。

その他、全体的に条例の拡大解釈と思われる運用が目立ち、納得できない。条例の原点に立ち帰り、厳正な審査を求めるものである。条例の趣旨である「知る権利」が正当に守られるようにしてもらいたい。

3 実施機関（教育庁管理部教職員課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件公文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

（１）本件公文書について

ア 本件公文書の作成等の経緯は、次のとおりである。

（ア）平成11年8月26日付けで、教育委員会に懲戒請求申立書、質問書及び要望書（以下、当該3件の公文書を併せて「懲戒請求申立書等」と

いう。)が提出された。

(イ) 教育委員会は、懲戒請求申立書の記載内容を確認するため、本件高校の校長に対し、調査を依頼し、平成11年9月4日付けで、本件高校の校長から報告書が提出された。

(ウ) また、質問書については、平成11年9月20日付けで教育委員会から回答書を送付している。

イ 本件公文書の概略は、次のとおりである。

(ア) 懲戒請求申立書は、本件高校に在籍する生徒(以下「本件生徒」という。)が入学以来、部活動をしていたが、本件教諭の重大な不法行為によって退部させられたため、本件教諭に問題があるとして、このことに関して懲戒が申し立てられた文書である。

(イ) 質問書には、教諭が生徒に対し、懲罰を目的として頭髪を切る行為は、学校教育法第11条で禁じられている体罰に該当するかなどの質問が記載されている。

(ウ) 要望書には、本件生徒に対する質問等は、保護者の同意及び立会いなくしては断るという内容が記載されている。

(エ) 報告書には、本件高校の校長が、本件教諭からの事情を聞くなどの調査をした結果が記載されており、参考資料として、本件父母会資料が添付されている。

(オ) 教育委員会の回答書は、質問書に対する回答であり、懲罰を目的として頭髪を切る行為が体罰に当たるかどうかなどについて考えを記載したものである。

(2) 本件公文書の非公開部分について、当審査会が認定した箇所は、次のとおりである。

(ア) 本件教諭の氏名、担当学年及び組

(イ) 本件教諭の心情に係る記述

(ウ) 懲戒請求申立人の郵便番号、住所、氏名、電話・ファクシミリ番号及び印影

(エ) 懲戒請求申立人の心情に係る記述

(オ) 本件生徒の専門コース名、学年、組及び氏名

(カ) 本件生徒の行動及び学業過程に係る記述

(キ) 本件教諭が顧問をし、かつ本件生徒が所属するクラブ及びそれが識別され得る記述

(3) 条例第5条第1項第1号該当性について

ア 本件公文書には、本件教諭の氏名、担当学年、組、顧問をしているクラブ名及びそれが識別され得る記述が記載されている。

教諭の氏名等は、公務員に係る情報であり、一般的には、その職務に関する情報は、「事務事業の執行上又は行政の責務として県民の要望に応じて情報を提供することが予定されているもの」に該当するものである。

しかし、懲戒請求申立書等の場合、本件教諭に問題があると指摘し、懲戒の請求を申し立てるといふ文書であり、本件教諭にとって、懲戒請求申立てを受けたということは、他人に知られたくない情報であり、個

人のプライバシーを保護する観点から、「事務事業の執行上又は行政の責務として県民の要望に応じて情報を提供することが予定されているもの」との取扱いがなされるものではなく、懲戒請求申立てを受けた教諭が識別され、又は識別され得る氏名、担任、顧問をしているクラブ名及びそれが識別され得る記述は、条例第5条第1項第1号に該当するものである。

イ 懲戒請求申立人の郵便番号、住所、氏名、電話・ファクシミリ番号及び印影は、その個人に関する情報であり、懲戒請求申立人が識別され、又は識別され得る情報であることから、条例第5条第1項第1号に該当する。

また、懲戒請求申立人の心情に係る記述は、個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報であるから、条例第5条第1項第1号に該当するものである。

ウ 本件生徒の専門コース名、学年、組及び氏名は、本件生徒が識別され、又は識別され得る情報であることから、条例第5条第1項第1号に該当する。

本件生徒の行動及び学業過程に係る記述は、個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報であることから、条例第5条第1項第1号に該当する。

エ 本件教諭が顧問をし、かつ本件生徒が所属するクラブ及びそれが識別され得る記述については、当該部分が公開されると、本件教諭及び本件生徒の氏名等を非公開にしたとしても、それ以外の部分の情報から、又はそれ以外の部分の情報と容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、本件生徒及び本件教諭が識別しやすくなるおそれがあるので、条例第5条第1項第1号に該当する。

オ 本件教諭の心情に係る記述は、個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報であることから、条例第5条第1項第1号に該当する。

カ 本件父母会資料は、当該父母会以外の第三者（何人にも）に渡すつもりで作成したものではなく、公表することを目的として作成し、又は取得した情報に当たらないことから、条例第5条第1項第1号ただし書イには該当しない。

当該資料中、本件教諭が顧問をし、かつ本件生徒が所属するクラブ及びそれが識別され得る記述は、これが公開されると、本件教諭及び本件生徒の氏名等を非公開にしたとしても、それ以外の部分の情報から、又はそれ以外の部分の情報と容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、本件生徒及び本件教諭が識別しやすくなるおそれがあるので、条例第5条第1項第1号に該当する。

4 審査会の判断理由

(1) 答申するに当たっての適用条例の考え方

神奈川県情報公開条例が平成12年3月28日に公布され、同年4月1日に施行されたが、本諮問案件は神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例（昭和57年神奈川県条例第42号）に基づきなされた処分であるので、当審査会としては、当該条例に基づき本諮問案件を審議することとする。

(2) 本件公文書について

ア 本件公文書は、本件教諭に対する懲戒請求申立てに関する文書であり、次に掲げるとおりである。

(ア) 教育委員会に提出された本件教諭に対する懲戒請求申立書、質問書、要望書及びこれらを回覧した文書

(イ) 教育委員会の要請により本件高校の校長から提出された調査結果である報告書及びこれを回覧した文書

(ウ) 質問書に対する教育委員会の回答書及びその伺い文書

イ 本件公文書の非公開部分（以下「本件非公開部分」という。）は、次に掲げるとおりである。

(ア) 本件教諭の氏名、担当学年及び組

(イ) 本件教諭の心情に係る記述

(ウ) 懲戒請求申立人の郵便番号、住所、氏名、電話・ファクシミリ番号及び印影

(エ) 懲戒請求申立人の心情に係る記述

(オ) 本件生徒の専門コース名、学年、組及び氏名

(カ) 本件生徒の行動及び学業過程に係る記述

(キ) 本件教諭が顧問をし、かつ本件生徒が所属するクラブ及びそれが識別され得る記述

(3) 条例第5条第1項第1号該当性について

ア 条例第5条第1項第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1項第1号は、個人を尊重する観点から、「知る権利」の保障と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定したものである。そして、同号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」（以下「個人情報」という。）を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報はプライバシーに当たるものは

もとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることができることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) また、条例第2条後段で「個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない」と規定している趣旨にかんがみ、明らかに他人に知られたくないと認められるものについては、非公開とするものと解される。

(ウ) さらに、氏名等を削除したとしても、それ以外の部分の情報から、又はそれ以外の部分の情報と容易に取得し得る他の情報とを照合することにより、特定の個人が推測できるものであれば、当該部分については非公開とするものと解される。

(エ) 本件非公開部分のうち、次に掲げるものは、特定の個人が識別され又は識別され得る情報であり、条例第5条第1項第1号本文に該当すると判断する。

- a 本件教諭の氏名、担当学年及び組
- b 懲戒請求申立人の郵便番号、住所、氏名、電話・ファクシミリ番号及び印影
- c 本件生徒の専門コース名、組及び氏名

(オ) また、本件非公開部分のうち、本件教諭が顧問をし、かつ本件生徒が所属するクラブ及びそれが識別され得る記述は、本件教諭及び本件生徒の氏名を削除したとしても、それ以外の部分の情報から、又はそれ以外の部分の情報と教職員名簿等の容易に取得できる他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、条例第5条第1項第1号本文に該当すると判断する。

(カ) さらに、本件非公開部分のうち、次に掲げるものは、個人の心身の状況、意識、行動等に関する情報であって、氏名を削除したとしても、それ以外の部分の情報から、又はそれ以外の部分の情報と容易に取得できる他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、条例第5条第1項第1号本文に該当すると判断する。

- a 本件教諭の心情に係る記述
- b 本件生徒の行動に係る記述
- c 懲戒請求申立人の心情に係る記述

(キ) しかし、本件非公開部分のうち、次に掲げるものは、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報とは認められず、条例第5条第1項第1号本文に該当しないと判断する。

- a 本件生徒の学年
- b 要望書本文中の本件生徒の学業過程に係る記述

イ 条例第5条第1項第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1項第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書ア、イ又はウに該当するものは、公開することとされている。

(イ) 本件公文書に記載されている情報は、同号ただし書アの「何人でも法令の規定により閲覧することができる」とされている情報」及びただし書ウの「法令の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」には当たらないと解されるので、同号ただし書ア及びウには該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1項第1号ただし書イ該当性について

a 条例第5条第1項第1号ただし書イは、「公表することを目的として作成し、又は取得した情報」は広報紙等を通じて広く県民に積極的に周知する情報だけでなく、条例第2条前段が「公文書の閲覧及び公文書の写しの交付を求める権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする」と規定している趣旨から考えると、事務事業の執行上又は行政の責務として県民の要望に応じて提供することが予定されているものを含むと解される。

b 次に掲げる情報は、「公表することを目的として作成し、又は取得した情報」に該当せず、条例第5条第1項第1号ただし書イに該当しないことは明らかである。

(a) 懲戒請求申立人の郵便番号、住所、氏名、電話・ファクシミリ番号及び印影

(b) 本件生徒の専門コース名、組及び氏名

(c) 本件教諭が顧問をし、かつ本件生徒が所属するクラブ及びそれが識別され得る記述

(d) 本件生徒の行動に係る記述

(e) 懲戒請求申立人の心情に係る記述

c 本諮問案件は、本件教諭が顧問をしているクラブの活動中に、本件生徒に対して行った指導の過程で懲戒処分に当たる行為があったとして、本件教諭に対して懲戒請求申立てがなされた事案である。

懲戒請求申立書は懲戒請求申立人が本件教諭の懲戒処分を求めるために作成したものであり、報告書は、懲戒請求申立書が提出されたことを踏まえて、事実関係を調査した内容となっている。

当審査会が調査したところ、実施機関において本件教諭に懲戒処分に相当するような行為があったかどうかについて調査したが、懲戒処分は行われていないことが認められる。

このような本件公文書の性格及び処分に関する状況にかんがみると、懲戒請求申立書及び報告書中に記載された氏名等の本件教諭が識別され得る情報は、「事務事業の執行上又は行政の責務として県民の要望に応じて情報を提供することが予定されているもの」に含まれるとまでは解し難い。

したがって、次に掲げる情報は、条例第5条第1項第1号ただし書イに該当しないと判断する。

(a) 本件教諭の氏名、担当学年及び組

(b) 本件教諭の心情に係る記述

d なお、異議申立人は、本件父母会資料は守秘義務のない「一般人」であるクラブの父母会会員に配布するために作成されたものであるから、「公表することを目的として作成された文書」であり、その全部を公開すべきであると主張している。本件父母会資料は、個人が識別され得る情報を除いて、既に公開されていることが認められるが、当該資料は、当該クラブ父母会会員に配布されたにすぎないものであり、これをもって「公表することを目的として作成し、又は取得した情報」であるとまで解することは困難である。

(4) 条例第5条第2項該当性について

ア 条例第5条第2項は、閲覧等の請求に係る公文書に、部分的に公開することのできない情報が記録されている場合において、それらを容易に、かつ、公文書の閲覧又は写しの交付を求める趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、公開できない部分を除いて公開をしなければならないと規定している。

イ 本件公文書については、当審査会が上記4(3)において非公開とすることが妥当であると認めた部分の範囲及び内容にかんがみると、その他の情報を分離して公開することは、「容易に、かつ、公文書の閲覧等を求める趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」に該当すると判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

文書名	指定箇所
-----	------

懲戒請求申立書	○本件生徒の学年
報告書	○本件生徒の学年
要望書	○本件生徒の学年 ○7行目20文字目から22文字目まで、7行目26文字目から33文字目まで

(備考)

- 1 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。
- 2 文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたものである。句読点及び記号等の表記も1文字として数えている。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理経過
平成11年12月6日	○諮問
12月9日	○実施機関に非公開理由説明書の提出を要求
平成12年 1月20日	○実施機関から非公開理由説明書を受理
1月20日	○異議申立人に非公開理由説明書を送付し、非公開理由説明書に対する意見書の提出を要求
2月29日	○異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書を受理
3月1日	○実施機関に非公開理由説明書に対する意見書を送付
平成13年 5月8日 (部会)	○異議申立人からの意見聴取
6月4日 (部会)	○審議
8月3日 (部会)	○審議
8月13日 (第199回審査会)	○審議

8月27日 (部会)	○審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

(平成13年4月1日委嘱)

氏名	現職又は前職	備考
川島 志保	弁護士（横浜弁護士会）	部会員
小林 重敬	横浜国立大学教授	会長職務代理者 部会員
田中 隆三	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学教授	
千葉 準一	東京都立大学教授	

堀部 政男	中央大学教授	会長 (部会長を兼ねる)
松井 薫子	元県立高等学校校長	

(平成13年 9月17日現在) (五十音順)

このページに関するお問い合わせ先

[政策局 政策部情報公開広聴課](#)

[政策局政策部情報公開広聴課へのお問い合わせフォーム](#)

このページの所管所属は[政策局 政策部情報公開広聴課](#)です。